

1 . 住宅事業建築主の判断基準における地域区分



住宅事業建築主判断基準においては、日本全国を8つの地域に区分して基準一次エネルギー消費量を定めています。従来からの「住宅の建築主の判断基準」(いわゆる「住宅の省エネルギー基準」)では地域から地域までの6つに区分していますが、そのうちの地域と地域をそれぞれ a、b、a、b に細区分しました。

これは、地域および地域では、それぞれの地域内で気候条件(ここでは暖房度日、すなわち外気温)の差が非常に大きく、暖房や給湯、特にヒートポンプ式の設備に必要な一次エネルギー消費量も大きく異なってしまうからです。本基準は一次エネルギー消費量を指標にしたものなので、これらの地域内でより適切に対象住宅の省エネルギー性能を評価するために、気候条件の差を小さくするよう細区分しました。

従って、基準一次エネルギー消費量及び評価対象住宅の一次エネルギー消費量を算定するには、まず、評価対象住宅を建設する地域区分を確認する必要があります。住宅を建設する地域の区分は「住宅事業建築主の判断基準」別表第1を参照してください。

表1 住宅事業建築主の段々基準における地域区分

住宅の建築主の判断基準 における地域区分名	住宅事業建築主の判断基準 における地域区分名
地域	a 地域
	b 地域
地域	地域
地域	地域
地域	a 地域
	b 地域
地域	地域
地域	地域

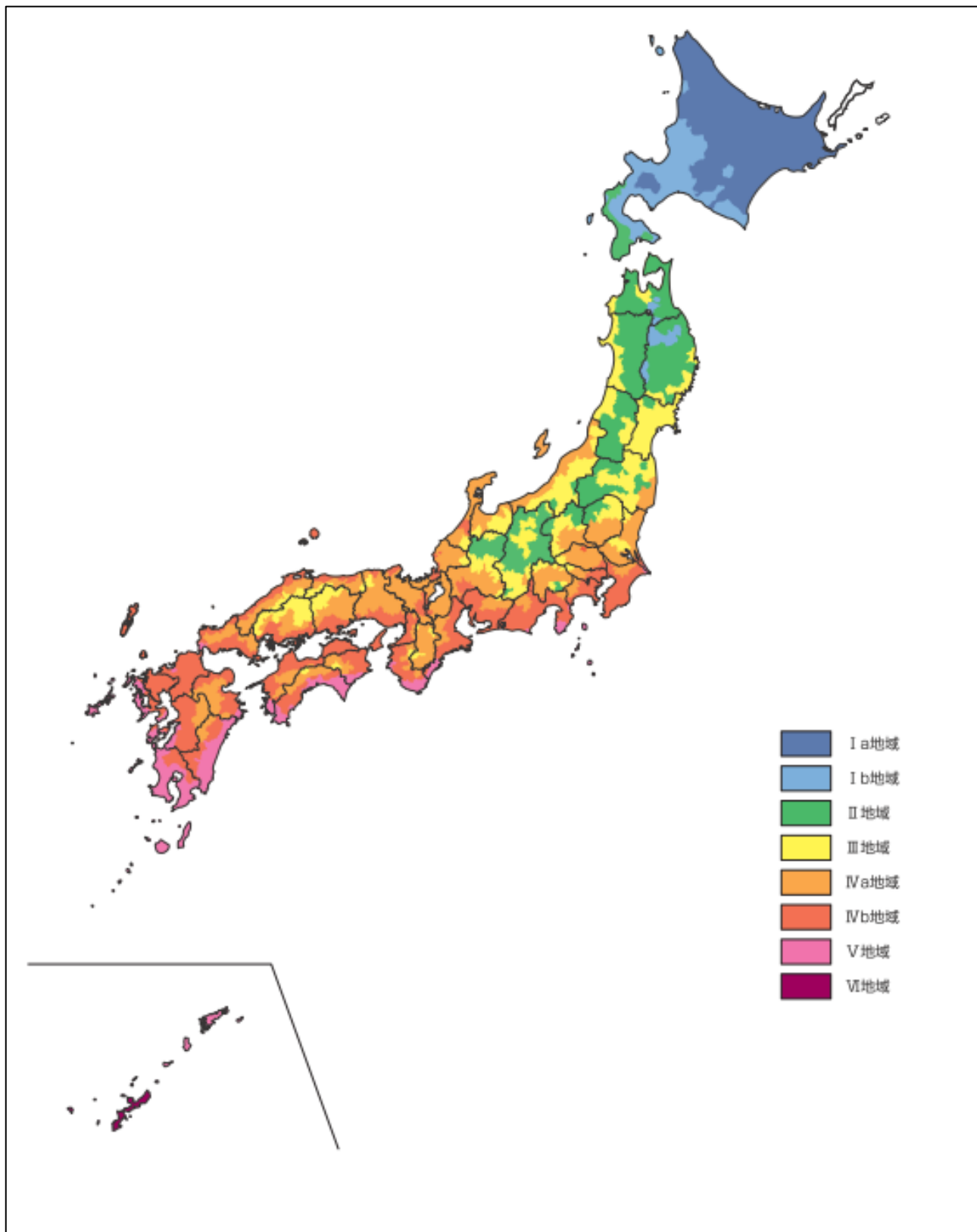


図 1 別表第 1 の地域区分

2 . 基準一次エネルギー消費量



基準一次エネルギー消費量 一覧表

地域	暖房又は冷房の方式	換気方式			
		壁付けファン 給気型 / 排気型 パイプ用ファン	ダクト式 第一種換気 システム	ダクト式 第二/三種換気 システム	壁付け 給排気型 ファン
a	すべての暖房方式	124	128.9	125.2	128.9
b	すべての暖房方式	113	117.9	114.2	117.9
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	97	101.9	98.2	101.9
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房又は冷房する方式	99	103.9	100.2	103.9
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	62	66.9	63.2	66.9
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	57	61.9	58.2	61.9
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	102	106.9	103.2	106.9
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房又は冷房する方式	102	106.9	103.2	106.9
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	62	66.9	63.2	66.9
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	57	61.9	58.2	61.9
a	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	92	96.9	93.2	96.9
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	56	60.9	57.2	60.9
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	52	56.9	53.2	56.9
b	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	89	93.9	90.2	93.9
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	53	57.9	54.2	57.9
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	49	53.9	50.2	53.9
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	75	79.9	76.2	79.9
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	46	50.9	47.2	50.9
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	43	47.9	44.2	47.9
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に冷房する方式	72	76.9	73.2	76.9
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に冷房する方式	40	44.9	41.2	44.9
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に冷房する方式	38	42.9	39.2	42.9

太線の枠は、暖房設備（地域においては冷房設備）を設置しない場合の基準値